

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：平成29年11月1日（平成29年（独情）諮問第66号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独情）答申第59号）

事件名：特定公益財団法人が提出した特定年度競技力向上事業助成金に係る実績報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

文書1 平成27年度競技力向上事業助成金に係る実績報告書

文書2 平成27年度スポーツ振興くじ助成金に係る助成事業実績報告書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月9日付け日振総第158号により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示を求める部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（平成29年4月7日付け）

ア 文書1について

「1人乗りクラス第1回強化合宿」の収支計算書の支出部分の黒塗りを全て開示していただきますよう審査を求めます。

（ア）主旨

平成27年に行われた（平成27年度競技力向上事業助成金に係る実績報告書）において、特定団体が実施した第2回強化合宿の報告がされていないので、第1回強化合宿の収支計算書の内容を確認し、当初計画した2回分の強化合宿予算をオーバーしたため、第2回強化合宿の報告がなされなかったのかを確認する。

（イ）理由

特定団体が特定法人との間で取決めを計画した選手強化事業のための2回の強化合宿予算を特定団体が超えて請求していないかを確認し、超えていなければ第2回強化合宿開催の正当性を主張し、発行済請求書の支払いを求め、特定団体の財産保護をするため。

イ 文書2について

平成27年度スポーツ振興くじ助成金に係る助成事業実績報告書の収支計算書の支出の科目の印刷製本費について既定予算額から備考までの黒塗り部分(一行)を開示していただきますよう審査を求めます。

(ア) 主旨

平成27年に行われた助成事業において、特定団体が作成、配布した案内チラシについて実績報告書に報告がなされていないので収支計算書の支出内容を確認する。

(イ) 理由

特定団体が特定法人との間で取決めたチラシ代金の報告が収支計算書になされているのかいないのかを確認し、請求されていけば、発行済の請求書の支払いを求め、報告がなされていない場合は実績報告書での報告間違いを認めさせ、特定法人の責任の下に特定団体への支払いを行うよう交渉し、特定団体の財産を保護するため。

(2) 審査請求書2(平成29年6月26日付け)

この事業は、助成者と事業者との契約により遂行され、既に事業報告書が承認された事案ですので、開示により当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはあり得ないと判断します。(文書1及び文書2共通)

(3) 意見書

ア センターの理由説明書の「当該法人文書には、助成団体及び間接助成団体の(中略)法5条2号柱書きイに該当するものと考え。」とあるが、「運営上の影響」あるいは「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」の具体的説明がなされていないし、もとより善意のもとに多くのボランティアの協力で行われた事業なのだから自信をもって開示できるはずである。少なくとも特定団体は間接助成団体として開示における利害の不服を申し出る意向は持っておらず、特定法人との間での財産保全の妥当性を開示資料を基に話し合いたいだけのことである。

イ センターの理由説明書の「しかし、そもそも法人文書開示請求制度は、請求のいかんを問わず(中略)認めることはできないと考える」とあるが、であるなら助成団体及び間接助成団体が情報を共有することにおいて何ら問題はないと思われる。

一方的に間接助成団体が利益を得ると決めつけているが、その根拠が明確になされていない。間接助成団体が情報開示を依頼するのは利益を得るためと決めつけているのではないか。もし、開示できないのであれば（公にできないならば）、センター、特定法人及び特定団体の三者が同席にて閲覧できるならそれでも問題ない。

ウ センターの理由説明書の「センターの承認（確認，助成金額の確定行為）により（中略）法5条2号柱書きイに該当するものと考え。」とあるが、特定団体は、もとよりセンターの承認内容について不服，意見等をする意向は全く持っておらず，上記アで申し上げたとおりに開示請求を基に特定法人と話し合いを望むだけのことである。

上記イで申し上げたとおりに，助成団体と間接助成団体が情報を共有し，その上で何か問題があれば両者で問題を解決していこうとするだけのことである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 センターが行う助成事業について

(1) 競技力向上事業助成金について

センターは，国際競技力の向上を目的とする事業につき，公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA」という。）を通じて，日本パラリンピック委員会加盟競技団体（以下「間接助成団体」という。）に対して競技力向上事業助成金（以下「競技力助成金」という。）の交付を行っている。

JPSAは，競技力助成金の対象となる事業の終了後，間接助成団体の報告を取りまとめた上で，センターに対して，事業の内容や収支に関する実績報告書を提出することとなっている。センターは，提出された実績報告書の審査を行い，助成金額の確定を行うこととなっている。

(2) スポーツ振興くじ助成金について

センターは，スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする事業につき，スポーツ団体に対してスポーツ振興くじ助成金（以下「くじ助成金」という。）の交付を行っている。

くじ助成金を受ける団体は，くじ助成金の対象となる事業の終了後，センターに対して，事業の内容や収支に関する実績報告書を提出することとなっている。センターは，提出された実績報告書の審査を行い，助成金額の確定を行うこととなっている。

2 本件対象文書について

本件開示請求は，JPSAがセンターに対して提出した平成27年度競技力助成金に係る実績報告書のうち，特定法人が実施した選手強化事業（強化合宿）記載部分及び特定法人がセンターに対して提出した平成27年度くじ助成金に係る実績報告書について開示を求めたものである。今般

の審査請求は、センターが一部開示決定を行った実績報告書のうち、収支計算書の不開示部分の一部の開示を求めるものである。

3 不開示情報該当性について

法5条は、開示請求に係る法人文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条2号柱書きイにおいては、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。

本件開示請求に係る法人文書（対象文書は上記2で記載したとおり。）の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

当該法人文書には、助成団体及び間接助成団体以外は知り得ない、個別の事業に関する科目ごとの内訳や内容が記載されている。これらの記載は助成団体及び間接助成団体の内部情報であり、開示が予定された情報ではなく、開示することにより競争上又は運営上の影響が助成団体及び間接助成団体に及ぶことで、助成団体及び間接助成団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号柱書きイに該当するものとする。

平成29年4月7日付けの審査請求書1（上記第2の2（1））において、審査請求人が不開示情報に該当しない理由として主張している「（前略）特定団体の財産を保護するため」については、法5条2号ただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たるものとする主張と考えられる。しかし、そもそも法人文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、特定団体の財産権の保護という、本件対象文書の開示により受けるとしている審査請求人が代表を務める団体の利益があったとしても、この点だけをもって法5条2号ただし書きの該当性を認めることはできないと考える。

また、平成29年6月26日付けの審査請求書2（上記第2の2（2））において、審査請求人が不開示情報に該当しない理由として主張している「（前略）既に事業（実績）報告書が承認された事案のため、開示によって当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはあり得ない」については、センターの承認（確認、助成金額の確定行為）により、上記で述べた実績報告書の記載の性質に変更が生じるものではなく、個別の事業に関する科目ごとの内訳や内容といった、開示が予定されていない助成団体の内部情報であることにも変更が生じるものではないため、法5条2号柱書きイに該当するものとする。

4 結論

上記1ないし3に述べたとおり、本件開示決定で不開示とした部分については、法5条2号の規定に基づき不開示とすることが妥当であると考えられる。よって、審査請求において開示を求められた部分について原処分を維持することを求め、審査会に諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号柱書きイに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の一部（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、以下の2（1）アのとおり不開示部分の適用条項を訂正する旨の説明をすることから、これを前提として検討することとする。

2 不開示情報該当性について

（1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書について、その一部を法5条2号柱書きイに該当するとして原処分を行ったが、法の適用条項を改めて確認したところ、同号イの誤りであったため、不開示部分の適用条項を訂正することとする。

イ 上記第3の1（1）及び（2）で説明したとおり、本件対象文書は平成27年度の①「競技力助成金」及び②「くじ助成金」という2つの助成金を受けた特定法人が、センターに提出した実績報告書であるところ、うち、①については間接助成であることから、直接助成の対象であるJPSAからセンターに報告した実績報告書となっている。

ウ 2つの実績報告書に係る原処分で不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は、①「競技力助成金」の実績報告書に記載されている3件の選手強化活動事業のうち、特定の一事

業に係る収支計算書の支出部分の内訳及び②「くじ助成金」の実績報告書に記載されているスポーツ活動推進事業の収支計算書の支出部分のうち、印刷製本費に係る内訳である。

エ センターは、①「競技力助成金」及び②「くじ助成金」の法人ごと交付決定額の一覧をセンターのウェブサイトにおいて公表しているものの、助成金の交付を受けた各法人がそれをどのように利用したのか、つまり、各法人の、本件不開示部分に相当する諸謝金、旅費、渡航費、滞在費・・・保険料等の16の詳細な支出項目ごとの支出内訳は公表していない。

また、JPSPAは、決算報告書において、①「競技力助成金」及び②「くじ助成金」について「日本スポーツ振興センター助成金」という項目を設け、センターからの助成金の総額のみを公表しているが、センターと同様に、本件不開示部分に相当する、各法人の諸謝金、旅費、渡航費、滞在費・・・保険料等の16の詳細な支出項目ごとの助成内訳は公表していない。

一方、助成を受けた本件の特定法人は、自己の決算報告書において、「受取助成金」という項目を設けているが、センターからの助成金を超える金額となっているので、当該公表資料からはセンターから交付を受けた助成金の総額さえ確認することはできず、当然に、公表資料に本件不開示部分に相当する詳細な支出項目ごとの支出内訳も記載されていない。

なお、特定法人の所轄庁である特定都道府県のウェブサイトにおいても、上記の特定法人の決算報告書と同様、センターからの助成金を確認することはできない。

オ 以上のとおり、①「競技力助成金」及び②「くじ助成金」について、交付を受けた各法人ごとの交付決定額については公にされているものの、それを利用して各法人が具体的にどのような活動を行なったのかを示す諸謝金、旅費、渡航費、滞在費・・・保険料等の16の詳細な支出項目ごとの支出内訳は公表されておらず、本件不開示部分は、公となっていない特定法人の活動や経費に係る内部情報であるといえる。

したがって、これらを公にすると、特定法人が明らかにしていない事業内容、活動内容の詳細が明らかとなり、特定法人が実施する選手強化事業の予算立て等、事業の実施に必要なノウハウ等が他の法人に知られてしまうため、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

(2) 上記諮問庁の説明も踏まえ、以下検討する。

ア 本件不開示部分は、①「競技力助成金」に係る実績報告書中の収支計算書支出内訳部分及び②「くじ助成金」に係る実績報告書中の収支

計算書支出内訳に掲げられる項目の内の印刷製本費部分であり、上記①及び②の実績報告書の収支計算書の支出欄は、(a)科目、(b)既定予算額、(c)計、(d)助成対象経費及び(e)助成対象外経費等に区分され、(a)科目には、諸謝金、旅費、スポーツ用具費及び印刷製本費等の16の詳細な科目の内訳があり、それぞれの区分及び科目の名称は開示されているものの、これらに見合う区分・科目ごとの金額は不開示とされていることが認められる。

イ 本件不開示部分は、センター、JPSSA及び特定法人のいずれにおいても公にしていけないとのことであり、これらを公にすることにより、特定法人の事業活動や活動内容の詳細が明らかとなるとともに、経費に係る内部管理情報が明らかになるので、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記(1)オの諮問庁の説明は首肯することができる。

ウ したがって、本件対象文書は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司